１．件　名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談」

２．日　時：令和３年１０月５日（火）１６時２０分～１７時４０分

３．場　所：原子力規制庁　１０階会議室(TV 会議により実施)

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　核燃料施設審査部門

石井企画調査官、小澤安全管理調査官、古作企画調査官、尾崎安全審査専門職、川村安全審査専門職、赤石原子力規制専門員

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役　他２１名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー　他１名

日本原子力発電株式会社

炉心・燃料サイクルグループ担当

日本原燃株式会社

燃料製造事業部部長　他３名

５．自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※　令和３年９月２９日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談の資料提出」

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の石井です。
0:00:04	それでは、RFSの説明、
0:00:09	10 月 5 日の行政相談。
0:00:12	面談をと思います。
0:00:14	初めに、あれフェイス側の参加者について説明。
0:00:20	Rmベースから始め諸延べ数、
0:00:24	部署が
0:00:29	ちょうどから
0:00:31	不明。
0:00:32	補 9 名の中には、
0:00:36	まず、
0:00:38	そのほかに。
0:00:41	シマを見るかマネージャーでました。
0:00:47	PRAWebの方で日本原電さん蓋を
0:00:51	燃料サイクルグループのパターン。
0:00:57	東京変わったWebは以上です。宇津側の参加者の総合評価をお願いいたします。
0:01:04	RSS六つ本社です。
0:01:08	例えば全館ちょっと
0:01:11	出席しております。
0:01:17	ありがとうございます基線長の石井です。本日は規制庁側の参加者につきましては、
0:01:24	そうは
0:01:28	ノムラ地盤の斜めになっています。
0:01:31	では本日の行政相談に関する資料につきましては、9 月 29 日付で事前に提出を行ってもらっています。規制庁側でもすでに内容を確認してますので、適宜コメントを確認する形で面談を進めていきたいというふうに考えています。
0:01:49	真二つ今続いて、はい、お答えできなければどうぞ。
0:01:53	リサイクル燃料貯蔵妥協案の日本原燃さんもすみません参加されておりますが、そちらの御紹介は難しいでしょうか。いえ等、
0:02:04	紹介していただければいいかなと思います。
0:02:08	はい、すいません日本原電さんへと参加者の紹介をお願いいたします。
0:02:14	はいこちら日本原燃の 6 ヶ所事業所ですと 6 ヶ所事業所からの再処理事業部でタカハシ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	シミズMOX事業部から私タニグチとあとイシハラが参加しております計 4 名でございます。同様に今分割申請の設工認を見ていただいてますのでその関係で同席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。
0:02:42	委員長がイシイです。了解しまして、じゃあの具体的な確認に入る前に事前に提出していただいた資料に関連してあれフェイス側から何か補足説明をしていることをしておく必要があることがあればお願いしたいと思います。
0:03:02	Rz事務所のですねと町側から特に補足ただいまへんはいかがでしょうか。
0:03:12	いわゆる住む町のスギヤマです。特に補足はありません。以上です。
0:03:20	委員長の石井です。
0:03:22	補足ないということで、実際にちょっとおっしゃっ
0:03:26	では最初に規制庁のイシイの方から資料のの内容に関してコメントをして、
0:03:40	今回資料Aのほうで、前回の行政相談の中でも議論をした方法としてのその範囲
0:03:49	伊方に続いて、
0:03:52	その機械の実際の手続き上の扱いだとか、はっきりとデメリット。
0:03:57	前の面談を踏まえて整理したと。
0:04:01	はい 2 パターン 1 についてはまとめていただいた通り、変更前の、今回次回いつする申請書の中で、
0:04:13	前後比較表を準備していただくので、変更前の欄に平成 22 年で認可された既認可の
0:04:26	方針でどんどん変更ご覧には前回 8 月に認可した部分拡大の内容を分割第 2 回今回 2 回目の内容を記載して分割の第 2 回にについては下線を引いたりして、
0:04:42	あなたが被規制の部分を明確化するというものというふうに考えています。またパターンについては、
0:04:50	変更前に、平成 22 年の認可済みの方と、
0:04:55	4 月に認可したかと。
0:04:58	外での変更の欄にも記載されていた内容を統合した形のものを
0:05:05	変更前の中身として、なおかつ分割ぐらいの申請のところに下線を引いて明確化って、
0:05:13	プラスで変更後の欄には今回新たに一歩変更を行う分割第 2 回の名前を
0:05:22	お考えてる。
0:05:24	整理できたかというふうに
0:05:27	今回あるフェイスが提出されている。
0:05:30	提出なんていうか、資料のの内容を踏まえると、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	今回の行政相談における機器等が分かるの派遣内容を踏まえたものを
0:05:41	学校医ない形でとにかくパターンの位置図、この整理が適切に行われていないので、
0:05:49	実際に
0:05:52	温めて認識の共有をしたいというふうに考えています。
0:05:55	もう今説明したそのパッカーがいい。
0:05:58	いえば当初認可平成 22 年認可に対する
0:06:03	規制変更認可申請を
0:06:07	Mかつして、
0:06:09	またなってる。
0:06:11	それについてのメリット、前回もちょっと
0:06:14	それから、
0:06:15	通りバー
0:06:16	規定規制
0:06:19	基準適合の全体像を
0:06:22	新旧対照表を御高覧で
0:06:26	ちょっと明示できる。
0:06:28	することによって最終的に漏れなくてよろしい非常勤を明確にできるというメリットがある。
0:06:35	デメリットですけれども、もうちょっと議論した通り、
0:06:40	巻き付け状から幅を認可について分割
0:06:45	タケノが読み切れないので、
0:06:48	並ばない手続きを行ったっていうふうにとらわれる点があります。
0:06:53	あそこはデメリットとか、
0:06:55	登載まで認可してる変更箇所についても改めてを変更後の欄に書かれるので、審査の対象にしているかのように見えてしまう。
0:07:05	今回、当該申請第 2 回の申請で、
0:07:11	そのせ対象が不明確な
0:07:13	メリットがあるんですかね。
0:07:19	ご覧米ブロー二階のところに下線をするとすれば、変更後の
0:07:28	はい、では、またSERENA2 は明確になるので、共有できる範囲ではないかというふうにも考えています。
0:07:35	それに対してパターン 2 のほうですけれども、2 のほうは前回も少し話をした通り、変更重ねる形の申請になっているというふうに
0:07:45	が、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:47	これ飲める入ったについては、の規定になった。
0:07:51	だから、
0:07:52	前申請での対象が明確になる。
0:07:57	はい、第 2 回目の申請の中で、仮に
0:08:02	今後の第 2 回目が各
0:08:04	審査の対象が明確になるというふうに
0:08:09	デメリットについてですけど。
0:08:13	ていう適合のための第 1、
0:08:15	成分に対しても変更しているかのように見えて破壊申請部の会
0:08:22	表が
0:08:23	なかったのではないかというふうにとらえられる。
0:08:27	そこがメリット。
0:08:30	それから、
0:08:32	そういうのを払拭するために電気設備の工事が
0:08:37	はい。
0:08:38	ような
0:08:39	N工夫が必要。
0:08:42	それから平成 22 年の既認可に対する新規制に関する変更の全体像か。
0:08:50	大方は 1 に比べて見た目として若干不明確になってしまうんじゃないか。
0:08:55	ありますけれども、については片道赤字ように、
0:09:00	サイトウを
0:09:02	例えば、
0:09:04	際に、この部分が、
0:09:07	はい。
0:09:09	それにあるのかというのが明確になるんじゃないかという。
0:09:14	これが実際にパターン 1 ことは何のメリットデメリットがあると。
0:09:21	漏えいで記載された内容の部分が今回、
0:09:28	却下されていなかった、まずは認識の共有という形で私の方から金を
0:09:36	あれ別紙認識の込んでいいかっていうのを確認するに関します方向性の方で何か補足
0:09:45	特にありません。
0:09:51	あれベースがコサクて規制庁イシイですけれども。はいフェンスが認識して／話したような内容でございますでしょうか。
0:10:05	はい。RSむつのスギヤマですと今イシイさんが説明いただいた内容で私たちは理解しておりますので、問題ないと思っておりますとです。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:17	そのイシイです。
0:10:19	わかりました。規制庁コサクです。すいません。その意味だと原燃は前回面談出てなかったんです。
0:10:27	当部光源のほうでも、
0:10:30	その書き方っていうのは議論をさ
0:10:33	こういう言い方ではないんですけど、そうしてたところですけど、今の話は理解できます。
0:10:41	表現のイシハラでございます。理解はできます。阿部さんとお話をしたときも、我々としては分割申請をした時のの申請審査対象がですね明確になるということのメリットをどこを取って、
0:10:57	単にお話を我々の考えはお話をさせていただいたところでございます。
0:11:09	わかりました。
0:11:13	イシイです。
0:11:14	今私が話して認識を
0:11:19	あれフェイスも原電も同じということで、これらのメリットデメリットを踏まえた上で、パターンにも記載を採用するという方針でいいというふうな形で認識をできたというふうな
0:11:31	すみません、ベースとして、そういう形でよろしいでしょうか。
0:11:38	データーベースむつのスギヤマでそういう等だと思う。パターン 2 ということで今対応していこうというふうには思っております。以上です。
0:11:52	話です。今した
0:11:54	黒崎ですけどすみません。
0:11:57	一つの理由なんですけど、先ほど原燃の方からは、当該申請での
0:12:04	拝承審査対象の範囲を明確に
0:12:08	いうことで、まだ日本尖閣。
0:12:10	うん。
0:12:11	というようなことだ。
0:12:13	ちょっとベースの場合はこの資料で書いている趣旨がちょっとクドウイシイからメリットフェリーと、
0:12:21	アンケートは合わないので、
0:12:24	改めてRSがなぜパターン 2 と思っているのか。
0:12:34	はい。あるベースのスギヤマですとあるベースとしましてはパターンようにさあっと試行しておりましたけれども、さんと調整をしながら話をしていて、パターン 2 のほうが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:49	イトウ変更オノ内容がわかりやすいということをお聞きしましたので、そのような形で言いたいというふうには思っております。以上です。
0:13:02	ここのちょっとよくわかんないんですけど、あれですかね、当該申請での審査内で内容っていうのが変更後でもう 1 問。
0:13:14	さっきを理解しやすいという原燃の判断と同じ
0:13:23	はい、あるベースの六つのスギヤマでそういう当該申請での内容がわかりやすいという意味合いでイトウ県連さんと話をしまして、トップスター2 のほうに、
0:13:34	イトウイシイを決定しているというような状況になっております。以上です。
0:13:46	よろしいですか。
0:13:48	ありがとうございました。
0:13:51	認識は共有できたということで、把カトウ当該検査を
0:13:58	それの範囲とか変更の範囲の明確化する。
0:14:01	また 2 ファイル
0:14:04	所認識が共有できる。
0:14:07	そして先ほど私のほうで若干デメリット。
0:14:11	はい。
0:14:13	マニーの方。
0:14:15	アカサカ
0:14:16	新たな形で、
0:14:19	ただあの変更。
0:14:22	進めるという形にはなるので、実委員長以上として、
0:14:28	の申請を準実に性すると。
0:14:33	そう基準適合全体をカバーする。
0:14:36	あると思います。
0:14:38	こないだときには、
0:14:40	コサク
0:14:42	変更の理由とか、
0:14:46	はい、理解の審査範囲ではないことを示すような審査、
0:14:51	いえ、変更がないことを明確化するような
0:14:54	最後方法について少しが必要だというふうに
0:14:58	までは考えています。
0:15:00	今回等シライについては、今のところ、そういう形での次に試料Bの中で、今回IRSのほうで具体的な記載の方向について見ていただいているので、
0:15:13	息子AOPの内容について、
0:15:17	確認のポイントをしていきたいなと思いますが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:21	たくさんそういう形でよろしいでしょうか。
0:15:27	そうです。具体的な記載内容に入る前にですね。
0:15:31	こういうポイントで明確にしつつべきかということなんですと、
0:15:38	新基準適合の設工認にあたってということで昨年の 6 月に原燃再処理に対してということで
0:15:51	1000、審査の進め方というのを方針として非常したと。
0:15:56	さらにその後他の施設に対してもう法で
0:16:03	以上しているというところで、その中では文化コサクという方は、
0:16:11	いいという中での分割の対応は買い方整理をさせて、
0:16:18	全体がどうして
0:16:22	成り立つのかと。
0:16:23	いうことを
0:16:25	ちゃんと整理をしてしましょうというお話をさせていただいてます。それはその前のNSRRでの押付漏れが
0:16:37	の反省として、内量がとれるようにという配慮になった。
0:16:45	MACERR－用としては、基本的には先生の最終回に、
0:16:51	にしましょうということだったんですけど。
0:16:54	昨年の再処理以降については特にドタバタとするのではなくて、第 1 回のときは、
0:17:02	やりましょうねというところで少し前倒しでの対応。
0:17:06	いうことになってます。
0:17:09	なお町支店で国RSの今回においては最終回に、
0:17:14	いうことなので、
0:17:16	その関係性を最後に、
0:17:19	パターン 2 でのデメリットなっていますと、
0:17:22	変更前と変更後にその新基準対応の
0:17:27	いうことになるので、それをいっぱいとして対応が終わっているという判断をした。
0:17:36	いうところなので、その関係性をちゃんと明確にすると。
0:17:39	いうことで、
0:17:44	うん。
0:17:45	3 のポイントだと思ってます。原燃の場合は、
0:17:49	これで終わりでは
0:17:52	文字がありますね。間の審査会合では旧申請
0:17:59	処理の旧申請も出 7 審査

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	さらに再処理の場合は第 1 項申請と第 2 項申請
0:18:10	いうことで、そういうのを駆使しながら全体として策定をしていく。
0:18:16	いうことなので関係性をより明確にしなきゃいけない。
0:18:20	さらに、最終回でない場合には、
0:18:24	近い
0:18:28	するものについては、その会議で本当に申請しなくて、
0:18:32	いうようなことについてもはっきりさせなきゃいけないと。
0:18:36	いうことでどこでどう工夫をするのかということがポイントだと思う。
0:18:42	その部分については変更理由のところで分割の理由ということで 1 回審査
0:18:49	見ていて、
0:18:51	本的にはその場所だろうとあとは添付類を 3 のところです。病院も
0:18:59	フリースポーツ
0:19:00	本件整合性理由は、
0:19:02	今のところで回位整理をして申請をしていただきあるベースが第 1 回、
0:19:08	まず、
0:19:09	そこについてはそれを最終回としてどう
0:19:15	だからそのばいいのかというところでの
0:19:20	そういったところのポイントを
0:19:23	はい。資料BM試料Cで、
0:19:26	RFSから出されたものについてはそういうふうに読み取ってないなというような
0:19:33	補機についてこれから評価時。
0:19:44	イシイです。はい、ありがとうございます。差別が今の
0:19:49	見方で私のほうからこれから進めていくと思いますが、欲しいでしょうか。
0:19:55	はい、はいか事前にしておかなければ、
0:20:00	規制庁側で事前に確認した内容でちょっと検討しておかなきゃいけない部分もこれから増えますが、
0:20:12	すみません、馬鈴薯六つのスギヤマです。資料のところで 1 点確認なんですけども、
0:20:19	活動委員会のところに下線を引くということで今考えておりまして、あと原燃さんは以前
0:20:26	変更後のところに下線を引くということはあまりあり得ないようなことは、
0:20:32	そういったときなさいとイトウ．は引くというのはないということで技術なんですけれども、これは下線を引くという行為をやってもよろしいですか、変更前から変更前なんですけども。
0:20:44	火線 5 引くというような行為をやっていいのかどうかの確認ですけれども、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:53	それです。それも含めてこう書けば変えてもおかしくないんじゃないかという記載案が
0:20:58	での話だと思うんだっけ。溢水量B試料Cのほうでの話で、
0:21:06	ありましてもスギヤマでそれを
0:21:09	いたしました資料BCの中で確認したいと思います。それでですね。
0:21:15	そのイシイです。今コサクのほうで説明者おり火線の書き方についてはこれからコメントしようと思いますので、その人間で／議論ができればなというふうに
0:21:28	2 試料Bの 4 ページの内容でコサクのほうで設定が変更の理由のところの記載について、江府にではないかということで、
0:21:40	そう。
0:21:42	だから、ちょっと検討
0:21:44	に考えています。
0:21:46	先ほど督促のほうから説明あった通り、
0:21:50	NSについては 2 回の申請に分かれていて、前回の時には初めがあるので、
0:21:57	をいうというところも一つ。
0:22:00	組織としても、
0:22:01	今回はこれで終わりということで、
0:22:05	新たな
0:22:06	あと下の者からコメントさせて
0:22:10	日本原燃のほうは、また分割があるので、ちょっと言葉は少し方向としては違うかもしれないませんが、私の方からあれベースの
0:22:20	3 ページのところについて、修正のほうを関するコメントさ。
0:22:28	させ、
0:22:30	基本的には変更の理由という方だけに一行にまとめていただいても分割程度は今後ないので、分割の理由っていうのは、第 2 回のところでは、は行うというふうに考えてます。
0:22:45	理由の書き出して
0:22:48	それに 12 年の 8 月 27 日。
0:22:52	規制にしろ、
0:22:56	16 件、第 7 号にて認可されては 3 年後にあまり例は 3 年 8 月、
0:23:06	うん。
0:23:07	3 号にて、
0:23:09	認可された設計の方向に
0:23:14	基準に基づく
0:23:16	事業変更変更許可を踏まえて、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	了解です。
0:23:23	3 書きの中で、
0:23:25	なお、
0:23:26	それに基づく
0:23:28	そう変更許可を踏まえた変更については、
0:23:32	前回の分割の中で書いた工事に要したときに、
0:23:38	ある電気、
0:23:39	優先して行う必要があることを踏まえ、
0:23:43	準じ合うこととしておりへは 3 年 8 月 20 日、先ほどの変更。
0:23:50	今後高年化された及び個人の方を
0:23:55	この申請次回のされる第 2 回の
0:23:59	変更を行うものであると言った。
0:24:02	それが、
0:24:03	案ではないかなというふうに
0:24:05	今、
0:24:09	そう。表として今回RSのほうで出していただいたんですが、本当は申請の計画で今回申請が後ろが押さ外側に書いてあるんですか。これを前にも聞いた上で変換しんでしょうし、
0:24:27	多少センター、
0:24:31	この欄に
0:24:33	いえば、本年 8 月、
0:24:37	〇号に
0:24:38	確認。
0:24:40	後段のところでは申請対象、
0:24:44	そういうのを書いてもらうというのは、明確にできるんじゃないかと。
0:24:50	これについて排風ハードで何か。
0:24:54	あればと思います。
0:24:59	それちょっとCOOお話しする最初の一文はもうに対しての変更なのかを明確にしましょうと。
0:25:09	ことです。ので主語が、
0:25:13	ご承認カトウお前のこれまでに受けている認可変更認可、
0:25:19	いうものを、劣化して
0:25:24	一応変更理由っていう記載事項の集合の後、事業変更許可を踏まえてということかな。
0:25:34	いうものをですね、の第 1 回申請のときに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	法律の改正に伴い、
0:25:43	技術発展に
0:25:46	適合させるため、
0:25:49	履くんですけど。
0:25:52	いうと技術基準適合だけではなくて許可への対応ということでのであるので。はい。
0:26:01	そう変わる二成分ですね、おかしい現実たほうがいいかな。
0:26:06	いうことを思ってます。
0:26:11	第 2 分目のなお書きについては、
0:26:15	先ほど／2 での
0:26:20	フジコー、
0:26:21	いうことで
0:26:24	ハイデイ日高と
0:26:27	基準対応、ハード対応というのがふうに分かれていてそれで 1 なんだということを表現さ。
0:26:35	いいことについての配慮というものではいですよ。
0:26:40	ことを一応書いて、
0:26:43	先ほど石井が言った。
0:26:47	そうだと呼び込む文言が、
0:26:51	何か。
0:26:52	納入中に、下表の通りと言って、
0:26:55	の第 1 回申請のように、
0:26:58	はい。
0:26:59	申請範囲を下表に示すでもいいんです。
0:27:05	前回分のもを変えたほうが全体 9 のみで 2 位だろうというふうに思いますので、
0:27:13	もう第 1 回申請の方に 1 分角よりは、
0:27:20	なお書きのところにですね、この距離といった入れたほうが全体を示す。
0:27:27	伝わるかなというふうには思っても、
0:27:31	としてはそういう趣旨での
0:27:41	個別側、何か。
0:27:47	RISむつのスギヤマでそれ相当今いただきました指摘にのっとってちょっと資料をつくり直したいと思います。ご発言あんだけだったのでちょっとこちらの理解が足りてるかどうかわかりませんので、例えば 1 回作っていただいて、当メールか何かでお送りして、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:05	確認いただくという形でもよろしいでしょうか。
0:28:12	朝
0:28:16	イシイ
0:28:21	以上です。なおその恥ずかしい。
0:28:25	例えばとか、
0:28:34	そのイシイです。
0:28:37	それではまず案を考えていただくということで、
0:28:41	そこでまたいうようなことがあれば行政相談あり得るかなと思いますけど、現状では、今まで入っている。
0:28:49	御理解の範囲で、
0:28:52	この
0:28:57	そして、今言った。
0:28:59	資料としてですね。
0:29:01	ですので、
0:29:03	タニグチ
0:29:07	ぐらいから確認しかありませんので、
0:29:10	作ってみたいと思います。
0:29:16	このイシイです。
0:29:18	そのほかの作業をよろしくお願いします。
0:29:23	その辺に置いても納付集会とそれまでは多少違うかというところで終わります。
0:29:31	あまり変わらない。
0:29:36	いるその分割の部分、なお書きのところが、
0:29:40	それで、
0:29:43	これは何でっていうふうに減額をあるぐらいかなと。
0:29:47	うんですけど、よろしいですか。
0:29:51	表現にイシハラでございますはい、認識いいさんの方の方も、今後の申請においては、
0:29:58	今のやっぱりた上で対応させていただきます。
0:30:08	よろしいですねにおかれましても来ておおよそ
0:30:15	では、続きまして、／この試料Bに関連することなんですが、ほぼほぼ一つのちょっと課題というか記載の方法の整備、
0:30:24	実は申し訳ない規制庁コサクです。ペネにおいてはですね先ほども申し上げましたけど代行先生と第 2 項申請の関係があって、
0:30:34	それについてもちょっと用意して荷台委員に次の時にはですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:41	はい、第 2 項申請が並行して出されるかになるかと思いますので、
0:30:47	その並行しているっていうことも少し触れたほうがいいかなと。
0:30:51	そこら辺はよく考えた上で、場合によっては事前相談するなどで対応いただければ。
0:31:00	次にイシハラでございますありがとうございます今日お話をさせていただいたのも含めて、おっしゃる通り、この部分の経営は必要だと思ってますので、
0:31:09	何かあれば相談させていただきたいと思います。
0:31:17	はい。
0:31:18	すいませんコサクです。よろしくお願いします。石井さんお願いします。
0:31:24	続いてFsまで
0:31:33	いう記載はどうか。
0:31:36	今回申請に同じ。
0:31:38	お風呂に確保
0:31:41	こちらでも、
0:31:43	私、
0:31:46	あと思います。
0:31:49	これ申請というふうに記載する部分については、はいはいの申請に関連してもすでに秤と、
0:31:57	不備として認可が終わっている電気設備それから不法侵入防止。
0:32:03	対応するもので、
0:32:05	実際にあそこで 2 回の部分で認可が終わっているので、今回の
0:32:10	2 回の申請の中では、
0:32:14	しないという方針の部分の
0:32:17	いうふうに記載するかということ。
0:32:20	その相談の内容についてはページで言う 5 ページ目からE－7 ページ。
0:32:28	これはB－23 から 20 のほうでどういうふうに書くということを明確に
0:32:35	そうするわというふうに考えてます。こちらのコメントとしては、今Dの 5 ページのところをちょっとを実施していただいて一番に目次というのがあると思います。
0:32:50	目次というところに、上に注釈
0:32:54	注記として、下に、
0:32:58	バレエは 3 年 8 月から
0:33:01	本日、
0:33:02	再丸々5 日程認可されていて、今回の申請に係る失い事項については、
0:33:10	告示において、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:12	耐震性アカイシ、
0:33:15	それでは、再開しない。
0:33:17	いうような形で対応していないんじゃないかなと。
0:33:21	それによって明確化できるんじゃないかなという
0:33:25	えさ通り不便に
0:33:27	これは、
0:33:28	前回申請ですでに
0:33:31	いえ、今回は掲示されないというものだと思いますので、そういう記載をしていただく。
0:33:38	いいんではないかな。
0:33:42	一方でますが、何かこれに、
0:33:46	それです。少し補足すると、TRACEの試料B7 の目次の一番最後に 1 回、
0:33:55	或いは 29 ページ。
0:33:59	全盲一番下に注記として書いてあるかなあ。
0:34:04	後ろではなくて、目次っていうところの所に空気を確保して最初にちゃんと見えるようにして見やすくしようという趣旨。
0:34:14	あと内容についてもさの部分にちゃんとわかりやすく、
0:34:20	水位を
0:34:22	いうことです。
0:34:27	CDSファイナンス側で何かあります。
0:34:32	はい、水本スギヤマでそれと今おっしゃった目次のところに注釈を入れて、その下のところに注釈として、
0:34:42	前回認可されたものということを書くということに対しては、異論はありませんので、栄養士たいと思っております。以上です。
0:34:52	寂しいと時先ほどと同じように作った部分等を
0:34:59	かなというふうに
0:35:01	同じく、前回申請に同じという記載については、いずれもB－10 ページ 1 ページ。
0:35:11	いや、いいなど 10 ページに転じ、
0:35:14	31
0:35:18	に関してなんですけれども、まずフェースの提案としては、例えばBの
0:35:25	ページにある通り、
0:35:27	おっしゃるところも入ってるの下に前回申請に同じというふうにするのが提示されているのか。
0:35:34	もうPGMだとか、いいのだとか、2－20 ページの記載の仕方ではなくて、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:42	一方、
0:35:44	コサクのほうで行ったB－29 ページの注記の削除した上で、
0:35:51	コードの噴火申請に同じというものと同様に所に 100 億もらった上で、
0:35:59	最初のページのところの下に米は 3 年 8 月 10 日付元気
0:36:06	〇〇同にて認可されて、
0:36:08	申請で変更がない事項については、当該この表題において、
0:36:15	配信する同じ質疑応答をいただくのが、
0:36:21	わかりやすいんじゃないかというふうに考えております。具体的な記載の方法については図れる過程が
0:36:30	次の 32 ページ、33。
0:36:33	ここにあるように、
0:36:35	目次のところではなくて、記載の米 4 とかの 1 ポツの概要に、
0:36:41	アカイシにつきま 11
0:36:43	例えば、そうではなくてですね、何かで分けるんであれば、
0:36:49	前回申請に同じ。
0:36:52	をしていただくのが一番明確にできるんじゃないかというふうに
0:36:58	想像は何か補足ありますか。
0:37:04	です。
0:37:06	そういった等を今のトレー1 基が若干違うのは、
0:37:12	本冊ほど行ったのはそもそも申請に書かないと。
0:37:18	話してるのは踏んだけど、予定としては同じです。
0:37:24	パターンであった訳を想定して当社の話しているものはないので、そのつけてるものについて、具体的にこれ同じですよという方がいいだろう。
0:37:39	いいとか表紙ではなくて、当該場所で見えるようにしようということで統一化をどうかというものです。
0:37:50	だからそれについてイトウその注釈をどこに降るんだというと、
0:37:58	資料の内数に入ったところで書くよりは、同じく目次のところで注釈
0:38:05	方がだめにわかったということでの提示とか、
0:38:18	スギヤマです。ベースマットのスギヤマでというと今おっしゃったのは例えば、
0:38:26	e－10 の規模、
0:38:28	ページのとこですけども、県さんのところの教師
0:38:32	委には変化申請に同じというのは書かなくて、目次のところにその内容を入れ込む。それからイトウの文章の中の真ん中に一緒にショート格差に前回申請におんなじよう開閉器と、
0:38:49	いうふうなことで理解しましたが、よろしいでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:55	そこだけです。B－10 ページはそういうふうに 11 ページなんですけど、目次のところに注釈と書いてあったに注釈で先ほど以外の弁を確保するだけで、
0:39:10	実際の目次の 1 ポツ 2 ポツ 3 ポツというところには前回申請でございます。
0:39:18	社会的に
0:39:20	ハイテクページのところで、ちょっと物が違いますけど。
0:39:26	Eの 30%。
0:39:29	2 ページ 33 ページというように表題のところで回答。
0:39:34	いうことで理解をしています。そのときに、先ほどイシイからもありましたけど、場所にばいいかというか、なんですが戻って
0:39:50	e－11 ページ。
0:39:54	そう。
0:39:55	1 ポツの中に 1 ポツ 1 があり、2 ポツの中に、
0:40:00	4 がありますか。中西さん。
0:40:04	さらに下の中でも分岐があるかもしれません。
0:40:08	これ結局これ一式に変わらないということなので、
0:40:13	つまりいっぱい書いても煩雑だろうということもあるので、
0:40:19	例えば 2 交通全部が
0:40:22	耐震性に同じであれば、2 ポツのところで、
0:40:26	前ば下のものは全部町ということなんですけど乙 12 ポツ 2 ポツ 3 とかのところには書かなくて、
0:40:34	いうことで、上のところで言えればいいということでかなと思ってるんですけど。
0:40:41	そのあたりどういうふうに書けばいいのかっていうのは
0:40:45	そこでも考えている。
0:40:51	そう。大分燃料ちょっと東京事務所です。
0:40:54	今のいだきましたB－10 ページの 3－1 ページの方。
0:41:02	範囲の設定
0:41:04	次の
0:41:06	そして、別添 3－1 とかです。
0:41:11	変わらない。
0:41:14	やっぱりどまりで変わらないということになります。
0:41:20	その場合でも、今おっしゃった、
0:41:22	あと、
0:41:26	単位が変わらない場合でも中、
0:41:30	いいでしょうか。
0:41:34	ですけど、奉仕にそれを変えても、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:41	養殖の各場所とかがなかなか難しいんですか。本社組織に注釈を書くっていうことになっちゃうので、
0:41:47	当初としてあまり少ないので、最低限も思うと、
0:41:55	で書いてあるのと同じように、ある程度表題のところでということにならざるを得ないなあ。
0:42:02	ただ、とにかく大変だからで言えば、先ほど申し上げたように文字で目次でいうとですね、1 ポツと 2 ポツと 3 ポツと 3 ヶ所に書けば、一応全体
0:42:15	変更してませんよということが明示できるので。それぐらいでいかがかということ。
0:42:23	Arですか。
0:42:26	例えばB－9 ページのところにその旨を
0:42:30	でも、よろしいでしょうか。
0:42:33	それから 5－8 ページが、
0:42:37	あと、
0:42:38	次の 9 ページにもありまして、また、
0:42:42	1 項目が、
0:42:45	いや、40 ページという全体で
0:42:49	委員長コサクですけど、それも考えたんですけど、9 ページで確保。
0:42:57	表題では同じですよという場所が結局は、
0:43:03	1 ページになっちゃうんですね。
0:43:10	わかりますかね、Bの
0:43:15	時はあくまで表紙であって、表題じゃないんです。
0:43:19	選ばないんです。
0:43:23	いうことまで考えています。
0:43:26	続きましてありがとうございます。
0:43:34	そのイシイでもありますでしょうか。
0:43:46	いわゆるアカサカです。
0:43:49	そうです、ですね今の
0:43:53	なければそうですよ。
0:43:57	考え方です。
0:43:59	表紙にはつけないことはいかがですか。
0:44:04	よろしいですか。はいとかそのような方針でまた部分も、
0:44:09	今のコメントを踏まえた形で、
0:44:12	いただければなと。
0:44:16	そうです。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:18	原燃のほうもできますでしょうか、原燃の作業はまだ先だと思いますけど。
0:44:27	NCRございます。やはりばも何かあと分割申請の場合県費例中身がされる場合も別で囲む
0:44:37	イトウでは目次側で展開するもの。
0:44:40	踏まえて案を作ってましたので、そういう形で押していきたいと思っております。
0:44:49	その湯よろしくお願いします大枠は変わんないんですけど微妙に表現が違ってたり入れましょうねという具体化が図られてきたぐらいだと思うんです。
0:45:02	認識を共有して進めていただければと思います。
0:45:09	一応の比率がちょっとBについて最後のコメントは確認事項になるんですけれども、ここの 23 ページあるんですが、
0:45:19	それで主要原料の臨界防止に関する説明書に対して、今回申請で認可済みだがというふうな記載をしていただいてるんですか。実際はこの前前回の申請
0:45:35	女性相談の中でも認可済みになってるものはKase言えば、美観施設を侵入防止設備の三つ。
0:45:45	また、臨界防止についてはあくまで
0:45:50	日本電子と個別が出てきた時の
0:45:55	あるポイントにはなってくるので。
0:45:57	もう勝美という整理の認識は、前回の
0:46:03	行政相談の中でこちらからコメントしたものを認識していただいたというふうに理解してるんです。
0:46:09	その認識は鉛直かという確認のポイントなんですか。
0:46:15	そうですね。
0:46:19	はい、データーベースむつのスギヤマでそれを第 1 回申請データ認可されたの電気設備が換気設備人の不法な侵入防止とことで、凍土認識しております。前回ここのところの 1 個 1 の
0:46:35	済み燃料の臨界防止に関する設備等はあくまでも大加振整理記載整形とまだ認可済みというようなつくれなくて記載をしていただくような形で考えておりますので、それは今回の申請にも関係するので。
0:46:50	あと添付するということでいると認識しております。認可済みだというような言葉を選んだらちょっと場違いでしたので訂正したいと思います。以上です。
0:47:02	イシイですかっていえばいいと思いますのでここで
0:47:07	なので、
0:47:14	今日Cのほうに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:22	資料 3 についてなんですが、もう一番最初に負荷のパターン 2 を選んだ上で、なおかつ、建築
0:47:31	そういうものまでは、
0:47:36	そういうものもある。こういうものに対して、
0:47:40	明確
0:47:41	なると思うんですが、その記載例として今あれフェイス側でこの資料C－1 ページの一番のところで例示をして書いたんです。
0:47:51	検討して、ちょっとこれを確認した上で、全体を通して、
0:47:55	下のほうがいいんじゃないかという検討を
0:48:00	具体的には、
0:48:03	それはお前の
0:48:06	新％
0:48:08	平成 22 年 8 月 27 日。
0:48:10	26
0:48:16	県第 7 号にて認可され及びとかまたはと核に認可されてトレイは 3 年 8 月って新規発生した今でもある号にて認可された。
0:48:30	及び工事の方法に係る基本設計方針であると。
0:48:35	それが
0:48:36	変更前の欄に書かれているということをまず明示した上で、先ほどちょっと質問のあった河川の書き方として／。
0:48:44	基本設計であるとして、
0:48:46	補訂は 3 年 8 月末で任期
0:48:51	〇〇号にて変更認可された方が変で示すというふうに記載していただければ。
0:48:59	線がどういうものかというのが明確で切って、
0:49:02	一般のところにも火災
0:49:03	うん。
0:49:04	としては、
0:49:06	何かい。
0:49:08	23 というかそれがどういうものなかったと認識しないかなと。
0:49:14	何か補足あります。
0:49:21	最初に今の
0:49:24	2 分を書くことですね、河成というのを知っている意味合いというのも示していただけるということで当初情報化少なく、
0:49:33	だろうなあ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:35	さらに風邪を引く理由は、
0:49:39	最初に申し上げたように、偏基準適合として漏れがなく対応ができているという説明を借りればやる必要があると思って。
0:49:49	それを示す上でもう
0:49:52	前回のこの部分と、今回の変更後の部分のことを
0:49:58	で見て、覚悟は意識できてるぞということがわかるようにするという勝井過渡項目。
0:50:06	その意味で言うと、第 2 回申請の申請書を見ると全部見れるかということではなくて、
0:50:14	ちょっとBの資料のほうでお話ししたように、耐震性のところで、もう全体として審査が終わっているもので既設備換気設備更新に防止すると。
0:50:26	いうようなことは、
0:50:30	2 回申請ではそもそも記載もあるので、その部分は見れないんですけど。
0:50:35	それは目次のところで明確になって第 1 回申請を見てそこの部分は対応できてるねと。
0:50:41	そこはわかるということでやん全体の対応が見れるという形になった理解
0:50:51	この比率を今のC地区の不正案について説明する上で、もう一つ人いたほうがいいかなと思ってここで、
0:51:01	これについても明記することによって、
0:51:05	ページに書いていただいてる点に関する
0:51:10	例えばB－3 については一切しなくていいんではないかというふうにあげます。
0:51:17	ポイントも含めて、以下に事故があればと思いますが、開発がどうでしょうか。
0:51:25	サイトウ燃料貯蔵オノです。うちしましたまたこれ今おっしゃられた会派の会
0:51:33	もうちょっと本当し、
0:51:36	ありがとうございます。
0:51:41	或いはシステムズのスギヤマです。移転確認させてください。
0:51:44	当資料Cのところのレート上のところの説明でイシイさんのほうから下線部のところを退会分割対価申請で認可されたという話で言われてましたけども、ここで認可という言葉を使ってよろしいでしょうか。
0:52:05	コサクですけど、変更前なので、さあ、事実として間違いないと思うんですけど、冬のとこにされる。
0:52:15	或いは水本のスギヤマですと、分割第 1 回で示されたものはあくまでも換気設備等のお話に設備管理設備等の話であって、当行の臨界防止で書かれてるようなところに関しては、基本的には認可されてない。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:33	以下でなくて記載しているというような意味合いで見ておりますので、何かではなくて記載なのかなというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。
0:52:42	です。その意味では基本設計方針として国保認可してるんです。
0:52:47	だからそれでいいではないかを、前回の面談のときにはこちらからは、
0:52:54	なので、事実関係として書いてある部分は認可されたのは
0:53:00	これは、
0:53:01	ありません。
0:53:03	ヤスモトのスギヤマです。同社ることがわかりましたので、そのようにさせていただきたいと思います。以上です。
0:53:13	そのイシイです。ここについても、またちょっと修正案を
0:53:19	でも、
0:53:21	その辺の部分で、もう一つなんですけれども、
0:53:26	次の 17 ページの記載について確認したポイントがあります。
0:53:36	一方、今回、この日の 17 ページに放射線管理施設の記載例というふうに書いてもらった。
0:53:47	今回の面談のときには、RFS
0:53:53	まずですね考え方として、個別としては 1 回申請における申請対象政府は、電気設備に関する基本設計方針の考え方の整合はちょっとどういうふうに考えているのかというのが、
0:54:10	それから、
0:54:12	堀家として前回の行政相談におけるRFSの考え方としては、申請における基本設計方針のうち臨界防止アカイシなどについては、配管の申請内容と同じとした上で、
0:54:28	第 2 回の申請には添付しないという考え方があって、
0:54:33	今回の例示の中ではやっぱ二階のところへ入っての何々に同じような規制を、
0:54:41	今、
0:54:42	配員の電気設備に関する
0:54:47	基本設計方針の変更前後比較表を見ると、
0:54:51	江藤委員とか津波とか火災については、
0:54:55	もう的には通ずる部分のところで、基本設計方針見た上で、
0:55:01	電気設備に到達するのに、
0:55:04	のところで、
0:55:06	いうような整理学で
0:55:09	大きくしてたと思うんですが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:12	そことの施工という観点からも記載の方法をどういうふうに考えるかいただければなというふうに思います。
0:55:30	リサイクル。
0:55:35	早めの協議については、
0:55:41	シイン記載してある。
0:55:49	続いて、分析、
0:55:56	前後ということでまとめさせていただきました。
0:56:00	今回、分割第 2 回目の申請いろいろ
0:56:04	教えてください。
0:56:06	はい。
0:56:09	本当。
0:56:12	コンプラです。
0:56:16	設計方針に書いてあるものとして、
0:56:22	はい。
0:56:24	蕨といいます。
0:56:27	はい。
0:56:28	内まして、
0:56:31	そう。
0:56:35	ふうんまとめさせていただきます。
0:56:44	そういうふうに来ませんと。
0:56:47	申請したもの。
0:57:00	出しております。
0:57:05	以上です。
0:57:10	その日ですけれども、
0:57:13	根本的には、例えば放射線管理施設では、
0:57:17	地震の損傷とか津波の関連というのはもう決定の部分で増えるの形で体系になっていて、それ踏まえて買い取っ見解の電気設備、
0:57:30	分けるのでこういう形になって今回／。
0:57:36	先般、
0:57:38	説明
0:57:39	オノを
0:57:41	この中に書いていくのかなというふうにしてんですか。
0:57:46	生理学替え
0:57:54	一応コサクですけど、この説明だと、以下Ｃ－17 で言うとEぽつの内容を受けないものがあって、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	何を書こうかと思うとぽつから 1 本、1 ポツのものを
0:58:11	具体的にはそうふうでの基本設計方針を呼び込むということぐらいしかないものがあるんだというふうに言われましたけど、そんなものってあるのかなっていうのがちょっとよくわからない。
0:58:24	どうぞ。
0:58:25	ラインの状況を教えて欲しいのフォーマットは原燃のほうから、
0:58:30	共通と個別の使い分けという考えのときにあたりどういうふうに思って。
0:58:37	それから
0:58:47	西原でございます。こちらから先にすいません。
0:58:51	もともと共通項目個別項目分けている通り共通的に施設全般で言うことというのは、設計方針の共通項目で述べ政令を前提にして個別報告で個別具体に説明すべきかを
0:59:07	個別項目あり設備を列挙した上でそれぞれの基本設計方針を記載をしていくというのが大前提で設計方針は構築しております。そういう考えでございましたので、今、RFSさんが言われてるようなから理由を書かないと。
0:59:24	が出てこないということはPKOかだとしてるような気がしておりますので、これとしては、この書き方ではないのかなと思いながらもともとは動くでは隔離区画を受けて、個別を展開するということで考えておりました。
0:59:45	補足です。そう理解のもとで例数も第 1 回は申請をされていて、電気設備については火災防護について解くというかですね共通にプラスしていくことがあるので、
1:00:00	今ここでちょっと書いてあるからB－2 で火災防護として、もう一つ、
1:00:08	しているという状況。
1:00:11	それでいいんだろうということで 1 回では、
1:00:16	いうことです。RSのほうでノーだったら、先ほど説明をされましたけど具体的にどういう状況に抱えたのか。
1:00:37	閉とリサイクル燃料貯蔵東京のです。
1:00:41	前のC－16 をご覧いただきます。
1:00:45	茶津本体の
1:00:50	お客さんの方設計。
1:00:55	基本的安全機能ということで臨界防止方まで、
1:01:00	この
1:01:02	1 から 1－4 までの部分が、
1:01:05	人ところに、
1:01:08	あと考えております。ただ、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:11	ところで記載をすでにしておりました。
1:01:14	個別で特にをする内容がないというふうに考えておりました。
1:01:20	そうしますと運用だけ。
1:01:26	なるというふうに考えておりまして、
1:01:30	これに追加するものがないということになります。
1:01:33	キャスクのところが、何もこう書けなくなった。
1:01:36	わかりました。ちょっとそんな終わりました。
1:01:40	57
1:01:42	ような
1:01:43	どう考えてございます。
1:01:48	補足です。そうだとするとですね。
1:01:51	せないっていうことはなくて、
1:01:53	今、第１回申請の臨界防止のところ見ましたけど、
1:02:00	火災防止のところは使用済み燃料貯蔵施設は、
1:02:06	資料済み燃料が臨界に達するおそれがないよう次の方針を委員会ご出席を行う。
1:02:13	各金属キャスク本体は、
1:02:17	続いていくんです。
1:02:22	大飯汚泥へ伝播
1:02:26	いいところはどうかいけるか。
1:02:28	はい。
1:02:29	そう。まだ開けてないんですが、電気設備はというような感じでここで、
1:02:37	もういます。
1:02:40	ポツ電源構成リサイクル上層生活電源構成は、
1:02:46	V字のように、
1:02:51	いうことで構成を書き、その構成の中での構成比
1:02:56	設備装置についてbポツとして、
1:03:00	タグチ
1:03:01	いう形になった。
1:03:03	同じように考えれば、増本体
1:03:09	放送設備本体という。
1:03:12	そこについては貯蔵設備本体は、
1:03:17	いや、何とかで構成すると。
1:03:23	安くはないか。
1:03:25	でも

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:27	いると思うんですね。
1:03:29	それが 17 ページで言うとeポツで書いていく。
1:03:35	そうでないかと方々ということにも相当すると思うんで、そうすると、この幾つも補正についての回答もの。
1:03:47	それで書いたものが欠如しているという状況で記載が不十分ということかなと思うんですけど。
1:04:05	左の平面図のちょうどシライです。
1:04:14	今、
1:04:15	放射線管理、
1:04:18	はい。
1:04:20	出てないと。
1:04:24	それと、
1:04:38	これはちょっと補足ですけど、補助設備についてどう考えてますか。
1:04:43	或いは定数東京フルヤですよと説明については、今の御し、
1:04:48	を踏まえ、建設から、
1:04:51	出かけますので、理解しました。
1:05:03	はい。取替燃料とテラヤマです。
1:05:06	それとちょっと到達かについてもちょっと
1:05:09	はい。そして行く予定なのですが、ちょっと店舗を
1:05:14	はい。
1:05:16	ですね
1:05:18	いないと。
1:05:20	オノの上、
1:05:22	普通で見てだってところと全くだプラグに書くことを
1:05:28	こちらはいけないなと思うんですけどちょっと特化したところで、ちょっとそこは書くようなイトウしてと。
1:05:36	そしていきたいと思います。
1:05:41	ですけど、
1:05:44	するという。
1:05:47	私は
1:05:51	tonへの対応として物をいけないということで、
1:05:56	先ほど言った、増えてん印、
1:06:00	どう設計方針は、
1:06:03	その構成とかですね。
1:06:05	それぞれの報知設備でいする本来機能。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:11	いうことは、
1:06:13	本として書くものだと思うんですか。
1:06:15	本来機能を達成する。
1:06:18	次に、
1:06:20	を考えることというので、共通の入っているものに加えて書くものは追加で
1:06:26	趣旨だと思うので、現状電気設備で書いてある火災防護以外の
1:06:33	それまでの部分というのは、本として書くもの。
1:06:37	いうことだと思います。それが現状の臨界防止に関連しているものが書いてあるんだけどというのはあまり気にせずに入っていいんだと思います。
1:06:52	そういうふうな燃料確保テラヤマです。
1:06:57	大物の
1:07:00	この
1:07:02	ものが最も問題のカトウ。
1:07:04	この中で、
1:07:07	はい。
1:07:10	もっとべきものと、
1:07:14	限定せず、
1:07:16	それを図る過去、
1:07:21	詰まるのかなと思って。
1:07:25	続きまして、持つべきだろう。
1:07:30	その辺りはちょっと各ものは、
1:07:34	だというところで、そういう
1:07:38	思いますこれ。
1:07:41	昨日の
1:07:44	工認はですね、この最初の変更理由のところでも申し上げましたけど、質点適合だけではなく、許可整合も許可のときには、
1:07:56	構造のところでの情報公開を
1:07:59	はい。
1:08:00	Bのところでの
1:08:03	どうぞ、構造設備、
1:08:05	コアの記載っていうのもありますので、その対応関係を個別でということであり降れば、
1:08:15	今日のはあるんだと思いますので、よく許可整合のところとかも含めて、はい。
1:08:24	先ほどの
1:08:26	放射線管理の

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:29	その系統構成とかかけてないですね、どうも今の話にちょっと逆転します。うん適合という関係から、
1:08:40	汚染管理の部分は共通では書かずに、追設
1:08:45	フィックスできるので、ことで対応されたと思いますので、
1:08:50	ちょっと基準適合に関係するっていうのはしっかりと書かなきゃいけないとそれから系統なり共通での全体の考えております。することになるんじゃないかなと。
1:09:04	いますので、そういったところで、
1:09:07	十分な記載という検討を見ていただきます。
1:09:18	昨年度テラヤマです。
1:09:24	ただですね。
1:09:25	ちょっといただいた。
1:09:28	これ、
1:09:32	イシイです。
1:09:33	じゃあ、
1:09:35	もうからの
1:09:37	はいを通してのコメントは以上になります。
1:09:41	小川で何か。
1:09:43	そして起こっを終わればと思いますがですね。
1:09:48	コサクです。模範となる人の話のフローについて原燃から何かもう現状考えていることと違うということでか。
1:09:59	これに似たような形で原燃で悩んでることとかあれば、
1:10:03	もしいただければと。
1:10:07	表現にイシハラでございます。今の話で我々もともと許可整合という点。
1:10:13	それで括弧を個別に括弧
1:10:16	っぽく整理をさせていただけてると思ってたので、これは我々から確認したい事項、
1:10:22	すみません。
1:10:29	わかりましたしましたら
1:10:32	RSの方もですね、それ用投げ低減に見てもらうとかっていうのではなくて、
1:10:38	現実としてどうやってますか。
1:10:41	具体的に聞くとかということも含めてですね、連携を図っていただけると、もう今日話だよなことの悩みっていうのもリリースを会議室でと思いますので、引き続きコミュニケーションとって、
1:11:05	そのイシイです。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:08	ほかに移動はしますでしょうか。
1:11:16	対応でしたら、あれベースが何か確認しておくことはありますか。
1:11:24	アカサカでサエグサましたけど、あんだけをクドウさせていただいてですね初めぐらいに水素作りたいと思いますので、確認させて、
1:11:33	ただし、
1:11:37	それこそが規制庁コサクですすいません念のためなんですけど、のうを、
1:11:43	計 16。
1:11:45	17 については根本的にその呼び込みの部分はなくなる方向だとは思うので、問題ないとは思うんですけど。
1:11:55	水位呼び込む
1:11:57	があるんだとするとですね。
1:11:59	議会、市のどこ入った後に前とか変更後とかといってあるんですか。
1:12:12	ここの維持管理する時に変更後に同じやつは次の申請の時に変更前に移って、
1:12:19	ここお前のところに変更後に同じって書くのはあり得ない。でこういうことを書くと
1:12:27	本数なんです。
1:12:29	そう。
1:12:32	具体的にはこの括弧書き、
1:12:34	歩かなくて、単純にどこと同じだったりどこの何とかかんとかを踏まえて、
1:12:41	いや、
1:12:44	変更後で呼び込んだ場合はその次はそのまま変更前の
1:12:49	変更前の呼び込みになると。
1:12:52	いうだけだと思っているのでその辺りの理科言いました。
1:13:00	とぴあレート長オノです承知しましたの変更前から変更がわかるように思って勧告、
1:13:09	そこ、
1:13:12	本当は取るということで、もし呼子の場合には、
1:13:23	イシイです。
1:13:27	3 のほうから修正を検討しますというふうにお話あったんですけど、めどとしてぐらいは考えてるかと思います。
1:13:36	前回の行政相談の中でも、
1:13:39	この時期とか、
1:13:41	配管です。
1:13:43	でも関連して発言できる部分があればと思いますがいかがでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:51	でき速やかにですね、申請合わせたんじゃないや。
1:13:56	イについてはですね。
1:13:58	以浅についてはですね。そう今マップのところが増えました二名。
1:14:04	そしてもそんなとこないと思います。
1:14:07	少なくとも今月中には出します。
1:14:12	収集課長
1:14:15	そのイシイです。
1:14:18	としては承知しておきます。
1:14:23	ですすみません
1:14:25	気になったので、まず聞きたいんですけど。
1:14:30	頁 12 のページ開いていただく方、
1:14:34	前の変更なしと変更後で書く。
1:14:39	昨日は食う通りの仕方ということなんですけど。
1:14:44	C－12 だとか、1Aポツ、変更なしと、この辺バー。
1:14:51	いえ、被水 13 のところにきてジェイぽつでは、
1:14:56	向こうがある。
1:14:58	いう形になった。
1:15:00	いうことなんですけど。
1:15:03	イトウ
1:15:05	その前に数値がページ 2 を
1:15:11	7 ポツ 1、
1:15:13	変更なしと。
1:15:17	うん。
1:15:18	計画変更なしと書いてで書いたときにその内数の部分と異なるんだというところのをさ、変量はどう考えてます。
1:15:33	はい、その下にイシハラでございます。今 11 ページからの流れのうちの中でも同じようなパターンはあるんですが、
1:15:42	今はAMAGI細かいメッシュの段落ごとに変更なしと。
1:15:48	展開をしてました。ただそれよりコサクな申し上げて 1 ポツ 7／同じときこそ全部を受けて変更なしなのかどうかってとこですかよくわからないところもあるので、デモを考えたいと思います今IRS案。
1:16:04	やりとりをして提示されているやり方はうちも細かいメッシュでやり方をしようと思ってましたが、今のも含めてちょっともう一度オノ切りをしたいと思います。
1:16:20	そう。よろしくお願いします。
1:16:23	それを

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:26	そこに並べているに比べれば変更ないということはわかりあるとは思いつつ、余計な確認作業がないようにというような形を
1:16:41	そうされてるとは思っているんですけど、
1:16:46	それで変更後のところでですね、最終的にどうなるんだっていうのが間違いなく読めると確認をしといてもらえばいいので、いうところである。
1:17:05	次に資料でございますはい、検討した活動も含めてOSLあるAさんとは共有して、
1:17:21	ICTサービスがでも今のに関連してよろしいんでしょうか。
1:17:31	ほかにありますでしょうか。
1:17:41	内容ですが、思って本日方オリフィス
1:17:48	ほかに 2 款
1:17:49	暑い
1:17:50	相談をしたとしたいと思います。
1:17:53	どうもありがとうございました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。